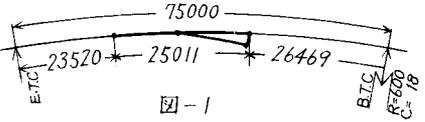


国鉄 構造物設計事務所 正員 ○ 黒河内 浩

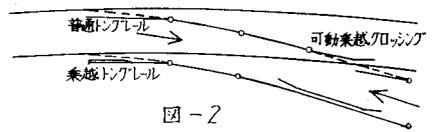
加賀美 眞人

1 まえがき 分歧器の直線側には速度制限がある。また曲線中に内外方分歧器を敷設すると基準線となる本線の曲線は分歧付帯曲線であり約30%程度の速度制限がともなう。従来よりこれらを避けたい要望がつのる都度乗越分歧器が要請されてきた。それらは専ら分歧線が安全側線であるような場所に使われてきたが、この間ほかに試設計としてこの設計の前身といえるクロッシングを簡易な可動式とした可動乗越分歧器、さらに非常渡り用にと考えた乗越または可動乗越分歧器が試作試験または実用敷設されたことがある。今回の設計はそれらと用途が下記のように若干異っている。

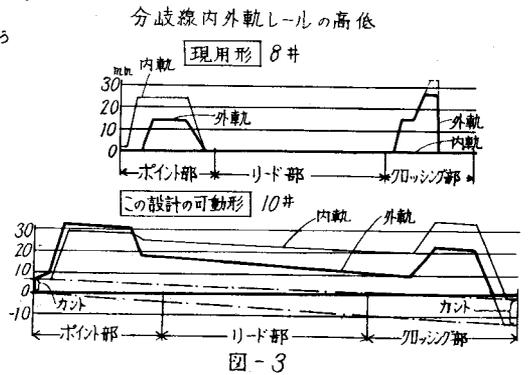
2 設計条件 (1) 場所と期間が限定されたある試験線えの分歧用。(2) 分歧線はごく低速、ただし本線の速度制限はなし。(3) 試験線えの出入のため対背向運転が可能なこと。(4) 1日1往復程度であるが累積すると使用回数が比較的多いこと。(5) TC中敷設 本曲線 $R=600^m$ 、 $c=18^m$ 、 $TCL=75^m$ 、三次拋物線(四-1) (6) 試験線えの入線車両のフランジ高さは新製時に 33^m のものがある。(7) 本線レールの摩耗は微量と考えてよい。(8) 敷設場所特有の冬期積雪時には試験線は使用されない。しかし本線にはラツセル車も運行されるからそれに支障する分歧線部材は撤去可能とする。



3 この分歧器の特徴と現用のものとの比較 現用乗越分歧器は分歧線えの片途誘導用であるが、前項2の(3),(4)の条件のため クロッシング部を可動とすること(四-2)とレール高上にあつたの三点支持の一層の緩和(四-3)とが必要となつた。(5)の条件によりTC中に入るからこれは特殊分歧器となり、少量だがカントが三点支持状況に影響を与えている(四-3)。(6),(7)の条件より、乗越レールの高上量を 34^m とし、傾斜付床板により転換時にひき落して建築限界内におさまるようにつとめている。



4 TC中の分歧器計算 基準線は緩和曲線そのままの横形であり、分歧器原形として50N10番片開を借りその直基準線が本線のTCに沿うように分歧器全体を曲げてある。分歧線レールの正矢は片開分歧器のそれの正矢とTCの正矢を加えたもので、その要所は縦距計算によつてあはせてある。分歧線の曲線半径はポイント前部で 168^m 、リード後部で 157^m 、クロッシング後端で 927^m である。



5 ポイント (四-4) (1) 分歧線内軌用トングレールは乗越トングレール使用 (高上

量 + 34^{mm}。傾斜付床板により転換時にひき落とし（落し量 - 2^{mm}）。乗越レールの極先端部は圧かいた際に取替可能な構造としてある。（2）分岐線外軌用トングレールは揚げた普通トングレール使用（高上量 + 24^{mm}）。上記と同様にひき落とし転換（落し量 - 2^{mm}）。（3）転テツ棒2本、控え棒1本使用。先端棒鎖錠とオ2棒端のエスケープクランクにより列車通過時のトングレール横移動防止を図っている。

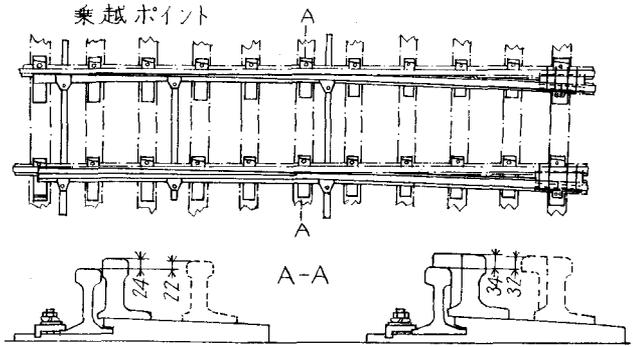


図-4

6 クロッシング（図-5）

(1) 全長を長さ比約6:4に中央で割って左右開閉可動式としてある。（高上量 + 34^{mm}）。M可動レールは傾斜付床板によってひき落とし転換（落し量 - 12^{mm}）。N可動レールもひき落とし転換（落し量 - 2^{mm}）。（2）ポイントと別個の転換機を備え、M、N可動レールを同時転換。合計3本の転テツ棒を使用しポイントと同様に横移動防止につとめている。

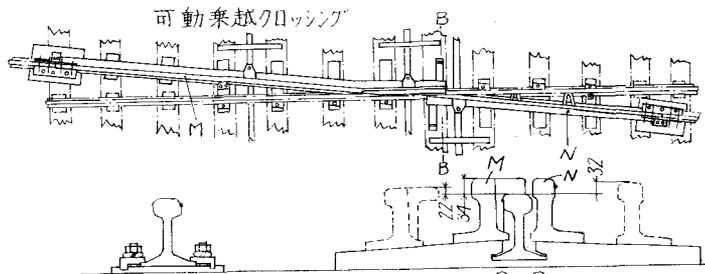


図-5

7 ガード クロッシ

ングの高上にはほぼ対応して、ガードレールと主レールはともに縦曲げにより高上してある。

8 あとがき 設計条件2の(1),(2)に対してこの乗越分岐器を案とし、(3),(4)に対して5のポイント6の可動クロッシングを使用して対背向運転を容易にし、二つの転換機とオ1,オ2転テツ棒および先端棒によって駆動と不動を確保してある。また運転回数に比例して圧かいた進むであらう乗越レールの極先端は取替可能な構造とした。(6),(7)に対し従来は乗越に当って本線レール上にフランジ頂部の條痕がついた。今回はそれからってレールの高上量を大としたが、反面それが転換されて本線を開けたとき乗越レールが所定の建築限界(図-6)におさまらねばならず利害相反する。したがってこの場合本線レールの摩耗限度を狭め、床板傾斜を急にして転換時のひき落とし量を大としてある。その傾斜限度に関しては1/20の試験実施例はあるが、動程の制限もあって今回は最急が約1/13となった。(8)に対してはレール締結のみをはずせば容易に撤去可能な構造とし図-7に示すラツセル車の限界に支障のないようになっている。

遷移転轍器に対する限界 除雪車支障限界

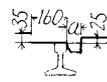


図-6

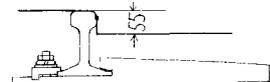


図-7